

教育委員会会議録

令和5年11月8日(水) 午前10時00分 開会
午前10時54分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員
内田智子委員

3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長
坂川智教育改革監、高木健一総務課長、細井徹財務施設課長
長坂昌彦教職員課長、大谷健二福利課長、小野内茂喜あいちの学び推進課長
橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長
安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長
兒玉真由美 I C T 教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長
山脇正成総合教育センター所長、今井智樹あいちの学び推進課担当課長
片山達仁高等学校教育課担当課長、山下智之高等学校教育課担当課長
川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項(1) 公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 第17回愛知県教育委員会教職員表彰式について

長坂教職員課長が、第17回愛知県教育委員会教職員表彰式について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

被表彰者の状況について、小中学校での若手教職員等奨励賞の被表彰者数が0人であるが、これはそもそも候補者が挙がらなかったのか、それとも候

補者は挙げたが、要件を満たさなかったのか。

(長坂教職員課長)

小中学校から候補者が挙げられなかったため、0人となっている。

(3) 慰謝料請求事件について

長坂教職員課長が、慰謝料請求事件について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

だいぶ古い事案であるが、なぜ今問題となっているのか。また、立証できるのか。

(安楽特別支援教育課長)

訴状によると、事件が起こったのは20年以上前であるが、今から数年前に被告と当時の話をしたことによって精神的被害を受けたため、訴訟を起こしたとのことである。

不法行為による損害賠償となるが、民法第724条により、不法行為の時から20年間権利行使しない場合は時効により消滅すると定められているので、立証は難しいと考えている。

(4) 令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程について

橋本高等学校教育課長が、令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程について、報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(5) 令和7年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考実施日程について

安楽特別支援教育課長が、令和7年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考実施日程について、報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第18号 「教育実習生への、ハラスメント」についての調査、防止等を求める
請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

各大学と実習受入れ校、県教育委員会はどのように情報共有しているのか。

(長坂教職員課長)

県立学校においては、大学等と県教育委員会が直接やり取りを行い、情報共有している。

小中学校においては、必要に応じ、各大学等と実習受入れ校、市町村教育委員会が情報共有を行う他、例年11月に行われる公立小中学校教育実習に關す

る打合せ会や、1月に行われる公立小中学校教育実習受入れに関する打合せ会等を通じて県教育委員会とも情報共有している。情報共有の場では実習時間の適切な設定や相談窓口の周知について話題にし、学生にしっかりと伝わるように依頼している。

(度會委員)

過去にハラスメントや長時間に及ぶ実習の事案は確認されているのか。

(長坂教職員課長)

昨年度、指導教員が教育実習生に対し、校外での楽器のレッスンへ誘うという事案があったため、大学が校長へ連絡し、当該教諭を指導した。この事案については、県教育委員会へも報告があった。

この事案については、先ほど申し上げた打合せ会や、教育事務所人事担当者会で紹介し、市町村教育委員会へ周知するよう伝えている。

また、実習時間を超えて実習生が在籍するケースは現実として少なくない。大半は、本日の振り返りとそれに対する担当教員の指導・助言、翌日の授業準備、授業づくりに関する相談、提出書類の作成である。指導内容の精選や書類の簡素化により、実習時間を大幅に超えないよう配慮しているが、帰宅後、実習生が指導案修正等について、指導教員へ電話・メールで相談し、そのやり取りが夜遅くまで続く事案があった。「実習生と指導教員双方にとって過度の負担となる」「私的なやり取りに繋がる」という点から、校外で連絡を取り合うことがないように伝えている。

(河野委員)

自身が勤めている大学でも教育実習生として学生を送り出しているが、実習生の受け入れをしてくださった学校に卒論指導の教員が伺った際に、実習生の様子や、実習生を受け入れる上での課題等を学校に伺ったりしており、きめ細やかな連携が重要だと考えている。ハラスメントは起きてはいけないことであり、ハラスメントだけではなく、どのような現状、課題等があるかをきめ細やかに汲み取っていかないといけないと日々感じる場所である。

また、学校と大学だけではなく、県教育委員会や市町村教育委員会とのきめ細やかな情報共有の体制が重要だと思う。11月や1月に打合せ会を開催するということであるが、今後何か三者が連携できるようなことを検討しているのか。きめ細やかな連携をすることで、よりよい教育実習を構築していくことができれば良いと思う。

(長坂教職員課長)

具体的に県教育委員会と大学が連携していくということに関して、新たに何かを行うということはなかなか難しいが、打合せ会等の中で、連携していくためにはどのような方法があるか、ということは考えていきたい。

(野杵委員)

教育実習生は大体何名いるのか。

(長坂教職員課長)

具体的な数字を持ち合わせていないため、確認して伝えさせていただく。

(野杵委員)

非常に多くの教育実習生がいると思うが、この国の教育にとっては未来の宝物であり、実習生を守ることは非常に大切なことであると思う。

現状として、実習生を出している各大学ではハラスメントの実態把握や対応に関する指針があるのは分かるが、全体として取りまとめができているのかという部分については疑問に思う。仮に実習生が1万人いるとした場合、個別の事案ではなく、教育実習制度全体をどう感じているのかについて、大学任せではなく、県教育委員会から簡単でもいいのでアンケート等行えると抜本的な改革ができるのではないかと思う。

(岡田委員)

大学関係者から、教育実習をきっかけにして、教員になることをあきらめる学生が増えたという話を聞いた。勤務状況の厳しさを感じて自分にはできないうちや、長時間の指導に耐えられないという学生がいるとのことであった。

ハラスメントに繋がる行為は絶対にあってはならない。有能な教員志望者を失うということは非常に残念なので、改善していかなければならない。

しかし、指導する教員の観点からすると、自身の本業に教育実習生の指導が加わることになる。忙しい中で実習生の指導をするということが常識であり、勤務時間内にはまずできないと思う。

請願にあるようなハラスメントの事例はあってはならないし、減らしていくためには教育実習の在り方を根本的に変えていかないといけないのではないか。

(度會委員)

定年退職されたベテランの教員が教育実習生を指導するという方法を考えても良いと思う。現場の教員が実習生を指導するのは余裕がないため、第三者的観点の指導であれば、教員も実習生も少し余裕を持って取り組めるのではないか。

(飯田教育長)

現場教員からのハラスメントが起きないように、県教育委員会としても大学側や受入れ小中学校、高校と意識を合わせているところである。

現在、11月1日に行っている打合せ会は、本年度の実習の成果や次年度へ向けての準備という段階の会議であるため、教育実習を行う5、6月にも機能する連絡体制を組むことも必要だと思っている。オンライン等でも情報交換ができるので、窓口をオープンにし、情報共有しながら学生と受入れ側の学校を支援していきたい。

また、朝から夕方まで授業を持っている指導教員からするとその日の振り返り等が授業後となるのはやむを得ない部分があるが、教員の働き方改革の観点からも改善していきたいと思う。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題（１）愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正について、協議題（２）訴えの提起について、協議題（３）教育委員会が所管する社会教育施設の指定管理者の指定について及び協議題（４）訴えの提起については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開にて協議することとした。

- （１） 愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （２） 訴えの提起について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （３） 教育委員会が所管する社会教育施設の指定管理者の指定について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （４） 訴えの提起について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- （１） 審議に先立ち、１０月２７日付で委員に就任した内田委員から就任のあいさつがあった。あいさつの後、事務局職員の自己紹介を行った。
- （２） 飯田教育長が今回の会議録署名人として河野委員を指名した。
- （３） 請願第１８号「教育実習生への、ハラスメント」についての調査、防止等を求める請願について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、５分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- （４） 傍聴人 １名